

第1章 北茨城市環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、水質汚濁やごみ問題、地球温暖化や野生生物の種の減少など、生活に身近な問題から地球規模の問題まで多岐に及んでいます。これらは、私たちが快適で豊かな生活を手に入れるために、資源やエネルギーを大量に使い、大量生産、大量消費、大量廃棄を行い、環境に多大な負荷を与えてきたことが原因です。

国際社会では、地球規模に拡大した環境問題に対処するため、平成4年に、「国連環境開発会議（地球サミット）」が開かれました。会議では、温室効果ガス削減に向けての「気候変動枠組条約」、生物多様性の保全に関する「生物多様性条約」の署名が行われるとともに、環境と開発の権利と義務に関する「リオ宣言」、行動計画に関する「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択され、国際的な地球環境問題への取組が本格化しました。

我が国では、地球環境問題への取組が大きな課題となる中、環境負荷の少ない社会経済活動への転換や公害対策と自然環境保全対策の統合が必須となり、新たな環境施策の展開を図るため、平成5年に「環境基本法」が制定されました。平成6年には、国の施策と、地方公共団体、事業者、国民などに期待される取組等を明らかにした「環境基本計画」が策定され、持続可能な社会の構築へ向けて動き出しました。

平成11年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国連気候変動枠組条約の京都議定書が日本に義務づけた温室効果ガスの6%削減（平成2年比）を達成するための計画の策定と推進が始まり、平成12年には、「循環型社会形成推進基本法」が施行され、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を柱とした循環型社会づくりに向けた法体系が整備されるなど、環境施策を取り巻く状況は大きく変化しました。平成20年には、「生物多様性基本法」が施行され、持続可能な社会の形成に向け、失われつつある自然の修復機能を取り戻すための取組が加わりました。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という）は、地震、大津波、そして福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染を通して、日本の環境問題に多大な影響を与えました。震災の一年後に改定した「第4次環境基本計画」では、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野の統合的な達成に加え、震災の教訓でもある「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」や「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり・基礎整備の推進」など9つの重点分野を定めさまざまな施策が展開されています。

茨城県においても、震災後の平成25年に改定した「第3次茨城県環境基本計画」では、これまでの長期的課題への対策に加え、生物多様性の施策の充実や事故由来放射性物質に対する環境汚染対策、環境・エネルギー分野の革新的技術の研究・開発の

促進など新たな社会情勢を踏まえた施策が展開されています。

本市では、公害防止に関する社会情勢の変化に対応するため、昭和 48 年に「北茨城市公害防止条例」を制定し、事業活動及び市民生活における公害の未然防止に努めてきました。また、生活系及び事業系排水による河川の水質汚濁の改善に向けて、漁業集落排水施設の整備など排水処理対策を推進してきました。さらに、循環型社会形成に向けた「北茨城市一般廃棄物処理計画」、「北茨城市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」などを推進し、ごみの減量化やリサイクル、省エネ対策に取り組んできました。

環境活動は地域にも広がり、「ごみゼロの日」の市内一斉清掃には、市民や事業者が多数参加するなど協働による取組が浸透してきました。そして、一日も早い震災からの復興に向け平成 24 年 3 月に策定した「北茨城市震災復興計画」では、循環型社会の形成や再生可能エネルギーの推進をまちづくりの基本としています。

このような社会情勢の変化を受け、環境基本法に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、平成 26 年 9 月、「北茨城市環境基本条例」を制定し、健全で豊かな環境を現在及び将来にわたって保全していくために、施策の策定等に係る指針や環境の保全に関する施策の推進等について決めました。

「北茨城市環境基本計画」（以下、「本計画」という）は、北茨城市環境基本条例に定める、北茨城市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。本計画に基づき、市・市民・事業者・滞在者が協働で目標に向かって環境保全に取り組み、北茨城市の自然豊かな環境を将来へと引き継いでいくことが求められます。

●北茨城市環境基本条例 第3条 施策の策定等に係る指針

- (1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、河川、海岸等における多様な自然環境が本市の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁等の防止を図り、安心・安全な生活環境が保全されること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進し、環境への負荷の低減が図られること。

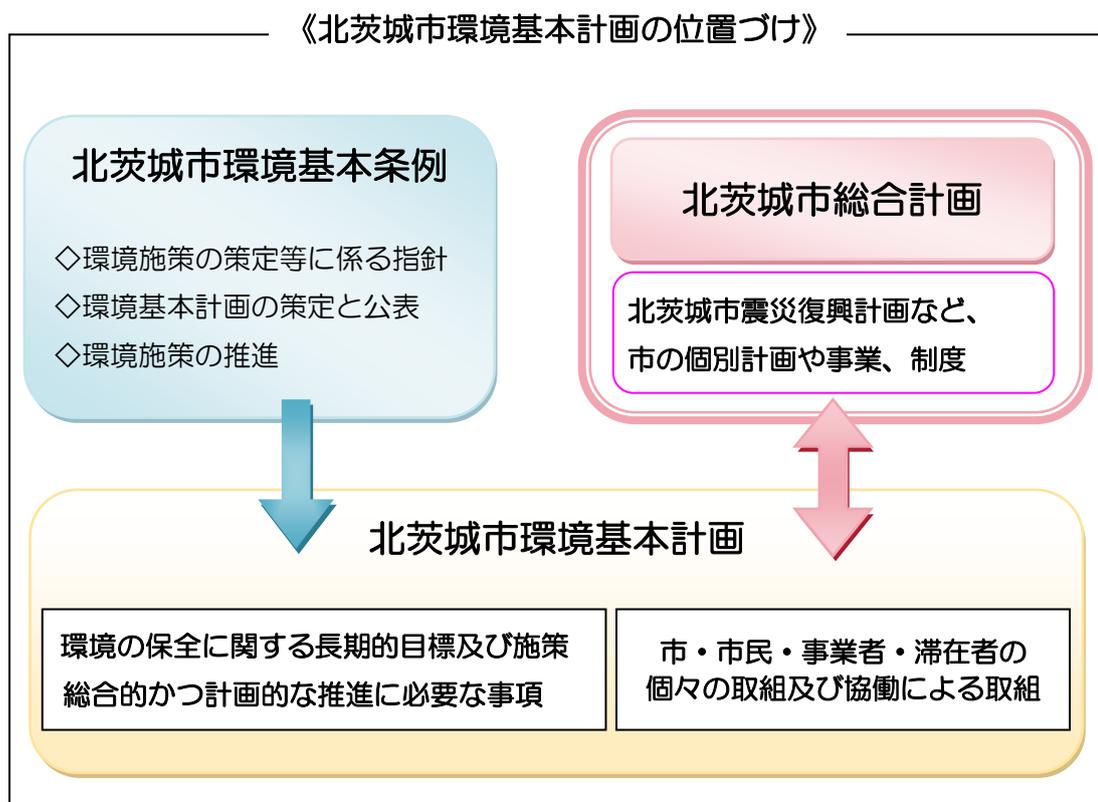
2 計画の位置づけと役割

本計画は、北茨城市環境基本条例第5条に基づく計画であり、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第3条に定める「施策の策定等に係る指針」に準じ、基本的な方針を定めるものです。

また、「北茨城市第4次総合計画」に示す市の将来像『安心 快適 住みたいまち ～人・自然・まち・文化 みんなでつくる北茨城～』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。さらに、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、市、市民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取組を示し、主体的な行動を促進します。



3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、北茨城市環境基本条例に係る環境全般を対象とします。

分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

環境分野	環境要素
自然・文化環境	生物多様性（植物・動物）、里山、農地、水辺、緑化、自然とのふれあい、歴史的文化的環境（文化財・建造物・祭事など）
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質、放射性物質、不法投棄
循環型社会・地球環境	廃棄物、リサイクル、地球温暖化対策（省エネ・再エネなど）、その他の地球環境問題（酸性雨など）
環境活動	環境保全活動、環境美化活動、環境教育、環境学習

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 北茨城市環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定めました。

第2章 北茨城市の環境のいま

本市の地域概況と4つの分野に分けた環境の現状を整理しました。その中で、各分野で活発に行われている環境学習会や環境保全活動等を紹介するとともに、活動についてのメッセージをとりあげました。また、計画に市民の意見や視点を反映させるために、市民及び事業者を対象としたアンケートの結果を抜粋しました。

第3章 計画の目標と施策体系

本市の望ましい環境将来像と環境分野別の4つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

第4章 環境施策と市・市民・事業者の取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。

第5章 リーディングプロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取組を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

第6章 北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、北茨城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。北茨城市環境基本計画に掲げる地球温暖化対策の推進は、本実行計画により推進していきます。

第7章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

(2) 市民の役割

市民は、日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、十分環境に配慮するとともに、その事業活動に係る製品等の使用及び廃棄に伴う環境負荷を低減するため、必要な措置を講ずることに努めます。また、環境の保全等に自ら努め、市が実施する環境の保全等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(4) 滞在者の役割

旅行者その他の滞在者は、市の環境保全の取組を理解し、市民の役割に準じて環境の保全に努めます。